

第1条～第19条 (略)
別表第1

新

補助金の名称	補助事業の種類	区分	対策種類	補助対象事業	経費	補助率																																
農業水路等長寿命化事業費	(略)	1	長寿命化対策	(1) (略)	(略)	(略)																																
		2	防災減災対策	(1) 自然災害等対策	ア～キ (略) ク 施設撤去・廃止 ケ～ス (略)	<p>1 工事費 (事業実施主体が、事業実施に係るマネジメントの一部又は全部を委託する場合の委託経費を含む。)</p> <p>(1) 純工事費 (請負工事にあつては、工事費とする。)</p> <p>(2) 測量設計費</p> <p>(3) 用地費及び補償費</p> <p>(4) 船舶機械器具費</p> <p>(5) 全体実施設計費</p> <p>(6) 換地費</p> <p>2 調査・調整費</p>																																
農業水路等防災減災事業費	(略)	2	防災減災対策	(1) 自然災害等対策	アから <u>ク</u> の事業にあつては、 1～2 (略) <u>(ただし、クの事業にあつては、従前の事業が国営土地改良事業であった場合にあっては、1から2までの規定にかかわらず、従前の国営土地改良事業完了時の国庫負担率とする。)</u>	<p>アから<u>ク</u>の事業にあつては、 1～2 (略)</p> <p>サから<u>ス</u>の事業にあつては、 1 定額 2 1地区当たりの助成額の上限は、1,000万円とする。 ただし、<u>ス</u>の耐震性点検・調査を行うものにあつては、ため池の場合、上限は3,000万円</p>																																
				(2) (略)	(略)	(略)																																
				(3) (略)	ア (略)	<p>イの事業にあつては、 1 定額 2 1箇所当たりの助成額の上限は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。ただし、地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合における助成額の上限は、<u>回</u>表中の②の欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提高</th> <th>①基本</th> <th>②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>下流水路の整備延長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20m以上、500m未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>500m以上</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5m未満</td> <td>1,000万円</td> <td>3,000万円</td> <td>6,000万円</td> <td>8,000万円</td> </tr> <tr> <td>5m以上</td> <td>2,000万円</td> <td>4,000万円</td> <td>7,000万円</td> <td>9,000万円</td> </tr> <tr> <td>10m未満</td> <td>3,000万円</td> <td>6,000万円</td> <td>9,000万円</td> <td>11,000万円</td> </tr> <tr> <td>10m以上</td> <td>4,000万円</td> <td>8,000万円</td> <td>11,000万円</td> <td>13,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	提高	①基本	②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合			下流水路の整備延長			20m以上、500m未満			500m以上	5m未満	1,000万円	3,000万円	6,000万円	8,000万円	5m以上	2,000万円	4,000万円	7,000万円	9,000万円	10m未満	3,000万円	6,000万円	9,000万円	11,000万円	10m以上	4,000万円	8,000万円	11,000万円	13,000万円
				提高	①基本	②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合																																
		下流水路の整備延長																																				
		20m以上、500m未満																																				
		500m以上																																				
5m未満	1,000万円	3,000万円	6,000万円	8,000万円																																		
5m以上	2,000万円	4,000万円	7,000万円	9,000万円																																		
10m未満	3,000万円	6,000万円	9,000万円	11,000万円																																		
10m以上	4,000万円	8,000万円	11,000万円	13,000万円																																		
(4) 流域治水対策	<p>ア 農業用排水施設整備</p> <p>イ 危機管理システム等整備</p> <p>ウ 附帯安全施設整備</p> <p>エ 管理体制強化対策</p>	<p>アから<u>ウ</u>の事業にあつては、 1 補助対象事業費の10分の5.5以内 2 別表第2の地域等にあつては、補助対象事業費の10分の6以内</p> <p>エの事業にあつては、 1 定額 2 1地区当たりの助成額の上限は1,000万円とする。</p>																																				
3	(略)	(1) (略)	ア～イ (略)	(略)	(略)																																	

新旧対照表

旧

第1条～第19条 (略)
別表第1

補助金の名称	補助事業の種類	区分	対策種類	補助対象事業	経費	
農業水路等長寿命化事業費	(略)	1	長寿命化対策	(1) (略)	(略)	
		2	防災減災対策	(1) (略)	ア～キ (略) ク (新設) ケ～シ (略)	<p>アの補助対象事業に要する経費のうち以下に掲げるもの</p> <p>(1) 純工事費</p> <p>(2) 測量設計費</p> <p>(3) 用地費及び補償費</p> <p>(4) 船舶機械器具費</p> <p>(5) 全体実施設計費</p> <p>(6) 換地費</p>
農業水路等防災減災事業費	(略)	2	防災減災対策	(1) (略)	<p>アから<u>ケ</u>の補助対象事業に要する経費のうち以下に掲げるもの</p> <p>(1) 純工事費</p> <p>(2) 測量設計費</p> <p>(3) 用地費及び補償費</p> <p>(4) 船舶機械器具費</p> <p>(5) 全体実施設計費</p> <p>(6) 換地費</p>	
				(2) (略)	(略)	<p>左記の補助対象事業に要する経費のうち以下に掲げるもの</p> <p>(1) 純工事費</p> <p>(2) 測量設計費</p> <p>(3) 用地費及び補償費</p> <p>(4) 船舶機械器具費</p> <p>(5) 全体実施設計費</p> <p>(6) 換地費</p>
				(3) (略)	ア (略)	<p>ア及びイの補助対象事業に要する経費のうち以下に掲げるもの</p> <p>(1) 純工事費</p> <p>(2) 測量設計費</p> <p>(3) 用地費及び補償費</p> <p>(4) 船舶機械器具費</p> <p>(5) 全体実施設計費</p> <p>(6) 換地費</p>
				(略)	ウ (略)	<p>ウの補助対象事業に要する経費のうち以下に掲げるもの</p> <p>(1) 賃金</p> <p>(2) 報償費</p> <p>(3) 旅費</p> <p>(4) 需用費</p> <p>(5) 役務費</p> <p>(6) 委託料</p> <p>(7) 使用料及び賃賃料</p> <p>(8) 備品購入費</p> <p>(9) 技術員手当等</p> <p>(10) 共済費</p> <p>(11) 補償費</p> <p>(12) 資材購入費</p> <p>(13) 機械賃料</p>
3	(略)	(1) (略)	ア～イ (略)	(略)	<p>左記の補助対象事業に要する経費のうち以下に掲げるもの</p> <p>(1) 賃金</p> <p>(2) 報償費</p> <p>(3) 旅費</p>	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2

地 域 等
<p><u>次のいずれかに該当する地域（以下「中山間地域等」という。）</u> 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島、<u>豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に基づき指定された地域</u>、山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、<u>第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）</u>、<u>第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む</u>、<u>令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特定市町村」という。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特別特定市町村」という。）を含む。）</u>、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域又は急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。））<u>、<u>棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域</u></u></p>

（備考1）上記の表中、中山間地域等について、特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行うものにあつては、補助率を知事が別に定める。

（備考2）上記の国費率欄中、中山間地域等について、特別特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行うものにあつては、補助率を知事が別に定める。

別表第3（第5条、第6条、第16条関係）（略）

別記第1号様式（第4条関係）～別紙1（略）

										(4) 需用費 (5) 役務費 (6) 委託料 (7) 使用料及び賃貸料 (8) 備品購入費 (9) 技術員手当等 (10) 共済費 (11) 補償費 (12) 資材購入費 (13) 機械賃料
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第2

地 域 等
<p>離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島、山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む、平成12年度から平成16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）を含む。）</u>、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域又は急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。））</p>

別表第3（第5条、第6条、第16条関係）（略）

別記第1号様式（第4条関係）～別紙1（略）

収 支 予 算 書

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
県補助金		
市町村費		
その他		
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
1 長寿命化対策		
(1)長寿命化対策		
水利施設整備		
機能保全計画策定等		
実施計画策定		
水利用調査・調整		
耐震性点検・調査		
2 防災減災対策		
(1)自然災害等対策		
ため池整備		
湛水防除		
地盤沈下対策		
農業用排水施設整備		
土砂崩壊防止		
特定農業用管水路等特別対策		
農業用河川工作物応急対策		
施設撤去・廃止		
水質保全対策		
利活用保全		
機能保全計画策定等		
実施計画策定		
耐震性点検・調査		
(2)危機管理対策		
危機管理システム等整備		
安全確保対策		
(3)ため池防災環境整備		
緊急的な防災対策		
地域防災上のリスク除去		
ハード整備の着手促進		
(4)流域治水対策		
農業用排水施設整備		
危機管理システム等整備		
附帯安全施設整備		
管理体制強化対策		
3 ため池の保全・避難対策		
(1)ため池の保全・避難対策		
ハザードマップ作成		
監視・管理体制の強化		
減災対策の実施		
計		

予算議決(又は予算議決予定) 年 月 日

(注) 変更申請する場合で、前回までの申請額に修正がある場合は、上段に行を追加して前回申請額を括弧書で記載し、下段に変更後申請額を記載してください。

収 支 予 算 書

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
県補助金		
市町村費		
その他		
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
1 長寿命化対策		
(1)長寿命化対策		
水利施設整備		
機能保全計画策定等		
実施計画策定		
水利用調査・調整		
耐震性点検・調査		
2 防災減災対策		
(1)自然災害等対策		
ため池整備		
湛水防除		
地盤沈下対策		
農業用排水施設整備		
土砂崩壊防止		
特定農業用管水路等特別対策		
農業用河川工作物応急対策		
水質保全対策		
利活用保全		
機能保全計画策定等		
実施計画策定		
耐震性点検・調査		
(2)危機管理対策		
危機管理システム等整備		
安全確保対策		
(3)ため池防災環境整備		
緊急的な防災対策		
地域防災上のリスク除去		
ハード整備の着手促進		
3 ため池の保全・避難対策		
(1)ため池の保全・避難対策		
ハザードマップ作成		
監視・管理体制の強化		
減災対策の実施		
計		

予算議決(又は予算議決予定) 年 月 日

(注) 変更申請する場合で、前回までの申請額に修正がある場合は、上段に行を追加して前回申請額を括弧書で記載し、下段に変更後申請額を記載してください。

収 支 精 算 書

収入の部

区 分	実績額	予算額	差引増減額	備 考
	円	円	円	
県補助金				
市町村費				
その他				
計				

支出の部

区 分	実績額	予算額	差引増減額	備 考
	円	円	円	
1 長寿命化対策				
(1)長寿命化対策				
水利施設整備				
機能保全計画策定等				
実施計画策定				
水利用調査・調整				
耐震性点検・調査				
2 防災減災対策				
(1)自然災害等対策				
ため池整備				
湛水防除				
地盤沈下対策				
農業用排水施設整備				
土砂崩壊防止				
特定農業用管水路等特別対策				
農業用河川工作物応急対策				
施設撤去・廃止				
水質保全対策				
利活用保全				
機能保全計画策定等				
実施計画策定				
耐震性点検・調査				
(2)危機管理対策				
危機管理システム等整備				
安全確保対策				
(3)ため池防災環境整備				
緊急的な防災対策				
地域防災上のリスク除去				
ハード整備の着手促進				
(4)流域治水対策				
農業用排水施設整備				
危機管理システム等整備				
附帯安全施設整備				
管理体制強化対策				
3 ため池の保全・避難対策				
(1)ため池の保全・避難対策				
ハザードマップ作成				
監視・管理体制の強化				
減災対策の実施				
計				

予算議決 年 月 日

(注) 前回までの申請額に修正がある場合は、上段に行を追加して前回申請額を括弧書で記載し、下段に変更後申請額を記載してください。

別紙5～第15号様式(第16条関係) (略)

収 支 精 算 書

収入の部

区 分	実績額	予算額	差引増減額	備 考
	円	円	円	
県補助金				
市町村費				
その他				
計				

支出の部

区 分	実績額	予算額	差引増減額	備 考
	円	円	円	
1 長寿命化対策				
(1)長寿命化対策				
水利施設整備				
機能保全計画策定等				
実施計画策定				
水利用調査・調整				
耐震性点検・調査				
2 防災減災対策				
(1)自然災害等対策				
ため池整備				
湛水防除				
地盤沈下対策				
農業用排水施設整備				
土砂崩壊防止				
特定農業用管水路等特別対策				
農業用河川工作物応急対策				
水質保全対策				
利活用保全				
機能保全計画策定等				
実施計画策定				
耐震性点検・調査				
(2)危機管理対策				
危機管理システム等整備				
安全確保対策				
(3)ため池防災環境整備				
緊急的な防災対策				
地域防災上のリスク除去				
ハード整備の着手促進				
3 ため池の保全・避難対策				
(1)ため池の保全・避難対策				
ハザードマップ作成				
監視・管理体制の強化				
減災対策の実施				
計				

予算議決 年 月 日

(注) 前回までの申請額に修正がある場合は、上段に行を追加して前回申請額を括弧書で記載し、下段に変更後申請額を記載してください。

別紙5～第15号様式(第16条関係) (略)